

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年10月10日(金) 開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時51分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 天 谷 浩 明 広 瀬 義 明

氏 家 晃 白 石 幹 男 関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

欠席者 委 員 松 本 喜 一

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

財 政 課 長	深 津	勝
財 政 課 副 主 幹 兼 主 計 員	廣 瀬	暢 男
子 育 て 総 務 課 長	大 塚	清 孝
子 育 て 総 務 課 長 補 佐 兼 学 童 保 育 係 長	宇 賀 神	玲 子
会 計 管 理 者	渡 辺	智 恵 子
会 計 課 長 補 佐 兼 審 査 係 長	寺 内	善 雄

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年10月10日 午後2時開議 全員協議会室

日程第1 執行部からの説明聴取について

- (1) 当初予算及び補正予算の要求、査定及び内示の一般的な手続きについて
- (2) 補助金の支出負担行為及び支出命令の一般的な手続き及び添付書類について
- (3) 栃木市民間学童保育事業補助金（藤岡校及び岩舟校）の補助金交付手続きに関する
例規及びそれらに基づく手続きについて

日程第2 資料の分析について

日程第3 調査の整理について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 2時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合などには秘密会とすること。証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に関わる資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、議員以外に閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意願います。特に税務情報や個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎執行部からの説明聴取について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、執行部からの説明聴取についてを議題といたします。

前回の委員会におきまして決定いたしました説明員の要求に基づきまして、執行部にご出席いただいて説明聴取を行います。執行部におかれましては、業務ご多忙の中、本委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日の説明聴取につきましては、ひまわり学童クラブ補助金に関する調査を進める中で事務処理の問題点を明確にするために、1点目として、当初予算及び補正予算の要求、査定及び内示の一般的な手続について、2点目として、補助金の支出負担行為及び支出命令の一般的な手続及び添付書類について、3点目として、民間学童保育事業補助金の補助金交付手続に関する例規及びそれらに基づく手続についてを当局からご説明いただきます。

まず、1点目について、ひまわり学童クラブ補助金に関する調査を進める中で事務処理の問題点を明確にするために、予算要求から査定、内示までの一般的な流れや添付資料などを把握しておき

たいので、ご説明をお願いいたします。

それでは、深津財政課長からのご説明をお願いいたします。なお、説明は着席のままで結構でございます。

深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） 財政課の深津でございます。よろしくお願いいたします。着席にて説明をさせていただきます。

それでは、配付させていただいております（１）、当初予算及び補正予算の要求、査定及び内示の一般的な手続についてを御覧ください。当初予算の手続についてご説明させていただきます。上段の表、スケジュール、左の列の当初予算を御覧ください。初めに、当初予算の説明をさせていただきます。こちらは、令和８年度当初予算編成のスケジュールを記載してございます。初めに、要求の手続でございますが、当初予算編成方針策定後、予算編成通知を各課等宛てに発送いたします。各課等は、締切日までに歳入歳出の予算要求を財務会計システムへ入力するとともに、下段の表、提出書類一覧にあります①から④のうち、必要な書類を財政課へ提出いたします。補助金の要求をする場合は、補助金の目的及び効果、新設または増額の理由、補助事業の内容、要求額の積算根拠等を記載した③の補助金、交付金要求調書等が必要な書類となります。また、④の支出団体の決算書につきましては、毎年度経常的に交付している団体運営費助成型の補助金の場合に提出が必要となります。

上段の表に戻っていただきまして、次に査定の手続でございますが、提出された書類を基に財政課担当者が各課ヒアリングを実施し、担当者査定を行い、その後１次査定といたしまして、当初予算では財政課長査定、経営管理部長査定を順次行います。また、要求のあった補助金のうち、新規または増減のある補助金につきまして、実施の有効性や必要性、増減額に対する妥当性などを審査し、予算に反映させていきます。その後、２次査定といたしまして、総合政策部長、地域振興部長が同席した正副市長査定を行います。

次に、内示の手続といたしましては、２次査定終了後、各課等に対して１次内示書とともに、増減額の理由を記した一覧表を配付し、査定状況の説明を行います。各課等において復活したい事業等がある場合には、復活要求書を財政課へ提出し、復活要求に対する１次査定、２次査定を行い、庁議において査定状況について報告し、最終内示を行います。

補正予算における手続につきましては、資料の表の右側の列となります。こちら当初予算の手続と多少の差異はございますが、ほぼ同様の手続となっておりますので、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からのご質問等がありましたらご発言お願

いいいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 着座でいいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 発言の際は起立をお願いいたします。

○副委員長（大浦兼政君） ご説明ありがとうございました。副委員長の大浦でございます。今後も質問は似てくるかもしれませんが、最初に質問させていただきます。

まず、今回の件に関しましては、1,200万円という満額が当初予算及び補正予算で出たということでございます。過去にそういったものがないと聞いていますが、まずごめんなさい、それは事実かどうかというのはご存じでしょうか、それとも知らないでしょうか。それを聞いた上で聞きたいことがあるので。

○委員長（内海まさかず君） 個別のものではなくて一般的な流れのご説明をお願いしているのです。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。それが聞きたかったのが、いいですか。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実は満額が出るということはいろんなハードルが高くなって当たり前のので、こういったものの資料とかをいただいたときの審査というのは強くなるのではないかと思うのですが、そういったもののお考えについてというのはなく、あくまでも申請主義ということで、ただの資料を見て判断するものなのか、それとも現場の確認等は強めるべきなのか、この1次、2次という部分というのはどのようにお考えで進めているのかお聞かせください。そういう意味で聞きたかったのです。

○委員長（内海まさかず君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） 予算の要求に当たりましては、確実にこれを執行するという額のもの、ある程度見込みというものが存在いたします。この場合の補助金については恐らく見込みということで、国県補助金の上限額を市の上限額と定めて要求されてきたものと思っております。それに対して査定、ヒアリング等、ヒアリングを重視したものになると思えますけれども、その中で詳細な調整等、説明を受けたものと考えております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） こちらのヒアリング、各課ヒアリングの部分においては、細かなやり取りというのはあった上でのものということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） 毎年度経常的に計上されるものについては、状況を確認しながら進める場合もありますし、こういった特別なものといえますか、あまり今まで例にないようなものについては、詳細にヒアリングは行っているというふうに思っております。

○委員長（内海まさかず君） ほかにありますでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、これに当てはめていいのかな。

○委員長（内海まさかず君） 一般的に。

○委員（白石幹男君） 一般的なものを聞くの。

○委員長（内海まさかず君） はい。今説明をしていただいて、その中でというのであるならば、聞き方によると思います。

○委員（白石幹男君） 今回藤岡校の場合は、もう工事が始まってから相手側から要求が出て、それに基づいてやっているのですけれども、工事が終わっている部分についてのそういう事例というのですか、交付金を出すに当たって、そういうのはこれまであったのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 工事が終わってからの補助金。補助金申請の部分ということですよ、手順として。課長、分かりますか。

深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） 申し訳ございませんが、そちらについてはちょっと把握はしておりません。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一般的には予算を組むに当たっては、実行する前のものが一般的だと思うのですけれども、一般的にはどうなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） やはりそのときの状況に応じてということになるかと思います。必要性が高いものであったりとかというのは、もしかしたらあるのかもしれませんが。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。今回質問の一般的という部分がどこまでなのかがちょっと難しいので、それが当てはまらなかったら申し訳ないのですが、出されてきた要求の金額というのに関して、ある程度の見積りとか工事概要というのは当然あったと思います。ヒアリングでもあったと思いますが、例えば当たり前なのですが、一般からかけ離れている金額とか、そういったものをしっかりと確認する場所というのは、このスケジュールの中ではどの部分を指すのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） こちらの表の上段の表、スケジュールの欄で10月下旬からの各課ヒアリング、それと主計員による査定というところで詳細に中身について確認いたします。

それと、補助金については12月上旬というふうになりますけれども、新規であったり、増減のある補助金については、その必要性、妥当性等を補助金等審査委員会のほうで審査いたします。このようところで確認、チェックをいたします。

○委員長（内海まさかず君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ないようですので、これもちまして終了いたします。

次に、2点目といたしまして、ひまわり学童クラブ補助金に関する調査を進める中で事務処理の問題点を確認するために、補助金の支出負担行為や支出命令の一般的な流れや添付書類、資料などを把握しておきたいので、説明をお願いいたします。

それでは、渡辺会計管理者からのご説明をお願いいたします。なお、説明は着席のままで結構でございます。

渡辺会計管理者、お願いいたします。

○会計管理者（渡辺智恵子君） 会計管理者、渡辺でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

こちらお手元の資料の（2）、補助金の支出負担行為及び支出命令の一般的な手続及び添付書類につきましてご説明をさせていただきます。まず、手続につきましては、担当所管課が長の決裁を得た支出負担行為決議書と支出命令書を会計課審査係に提出いたします。次に、会計審査係は所管課から提出された支出負担行為決議書が要綱、予算等にのっとっているかを確認、同時に提出されました支出命令書を審査をしまして、最終的に会計管理者が支出を決定をいたします。

続きまして、添付書類についてでございますが、支出負担行為決議書の添付書類につきましては、1の補助金等交付決定通知書案、こちらは所管課で決定通知をしたいということで案をつくったものです。そちらにこちらの交付申請の一式ということで、交付申請書、事業計画書、収支予算書などをつけます。最後に、交付要綱等、こちらはその補助金の交付要綱をつけていただきます。幾つかの補助金がありますので、こちらにおいて補助金額等が市長が別に定めている額などとなっているものなどもございますので、そちらを根拠としてつけていただいております。

続きまして、支出命令書の添付書類になります。こちらは、補助金等交付請求書に、こちらに添付していただく書類が補助金等交付決定通知書、こちら原本のコピーをつけていただいて、こちらで提出をいただくという流れになっております。

以上でございます。

○委員長（内海まさかず君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からのご質問等がございましたらご発言願います。なお、発言の際には、委員、執行部ともご起立をお願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） お世話になります。ご説明ありがとうございます。こちらのところ、会計のほうまで来るとなると、全ての書類がある程度出そろったという状況とお見受けしますが、そのときの内容等の精査というよりも、しっかり判こが押されているか、決裁が行われているかとか、そういった見方が強くなるものなのではないでしょうか、確認します。

- 委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。
- 会計管理者（渡辺智恵子君） 基本的には形式審査といいますか、書類が整っているかどうかというところや、議員おっしゃるとおり印鑑がきちんと押されているかとか、そういうところを重点的に見ております。
- 委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。
- 副委員長（大浦兼政君） そうしますと、内容等とか金額がどうのではなくて、書類上の不備がないかの確認をして、問題がなければ通るという意味合いでまずよろしいのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。
- 会計管理者（渡辺智恵子君） 大浦副委員長がおっしゃるとおりでございます。
- 委員長（内海まさかず君） 針谷委員。
- 委員（針谷育造君） ②に最後のほうなのですけれども、支出命令書を審査し、会計管理者が支出を決定します、こうありますけれども、分かる範囲内で結構ですけれども、こういうことの審査をした結果、支出されなかったという事例はありますか。
- 委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。
- 会計管理者（渡辺智恵子君） 最終的に支出をされなかったという例はございません。
- 委員長（内海まさかず君） 針谷委員。
- 委員（針谷育造君） そうすると、今まで支出負担行為決議書の添付書類等、それらを審査して支出が妥当であると、そういう決定、私なんかも昔よく聞いたことは、昔収入役がいましたよね。収入役が納得できなければ、どんなに上司、命令をする人たちの判こがそろっていても、そのことが納得できなければ支出する必要はないという話を聞いた覚えがあるのですけれども、今でもそのようなことで行われることもあるのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。
- 会計管理者（渡辺智恵子君） こちらで書類の審査になるのですけれども、そちらの中で確認して、明らかに書類の不備だったりしたものについては、担当課に確認等はしております。それで、適切に対処していただいたもので最終的に支払いのほうを決定をしております。
- 委員長（内海まさかず君） 青木委員。
- 委員（青木一男君） さっき大浦委員の質問に対して渡辺会計管理者は、書類の審査というお話がありました。ただ、地方自治法の232条の4の2ですか、会計管理者は当該支出行為が法令または予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に関わる債務が確定していることを確認した上でなければ支出をすることができないというふうにあります。この確認というのが契約書等の書類確認、物品等の現物確認、実地調査等による確認をいうということになっておりますが、先ほどの答弁と私はちょっと差異があるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） 今回一般的な補助金ということで、この補助金につきましては、補助金の交付決定通知書が所管課から出ているというところで、こちらは確定したのかなという判断で行っております。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ということは、会計管理者のほうではなく、担当のほうで実地調査、そして物品等の現物確認をされたという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） その決定通知書が出たというところにおいては、そういうものだというところで判断をさせていただいております。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） これは会計管理者の方にちょっとお聞きしていいのかどうか分からないのですが、その調査内容的な部分、調査の日付とか内容とか、その辺は例えば提出してくださいといった場合は可能なのか、それは質問にはちょっとそぐわないかもしれないですが、その辺はどのようにお考えですか。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） 会計課としましては、確認の書類とかを所管課に提出してくださいというところは、補助金に関しましては決定通知書をもってということで判断しておりますので、ちょっと今まではそういうことはしていなかったと思います。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それでは、今後なのですけれども、各担当者にその調査は、書類等は求めようと思っておりますが、会計管理者に、ここはのっとして、地方自治法にもう記載されているわけです。ですから、その辺のチェックが甘いのではないのかなというふうにはちょっと私は個人的に思いました。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） この③の交付の部分で、要綱において補助額が市長が別に定める額となっているものとはありますが、ごめんなさい、勉強不足で、これはどういったものを指すものか、具体的なものも含め、この市長が別に定める額というのは前例を含め教えてください。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） こちらは、例でいいますと栃木市戦没者等援護事業補助金ということで、こちらにつきましては栃木市の遺族連合会の補助金ということで、市長が別に定める額ということで、こちらは遺族の人数とかによって補助金の金額が変わっているものが具体的な例としてはございます。多分単価が幾らで遺族の方が何人で合計幾らということで遺族会のほうに補助金を

出しているという例はございます。

○委員長（内海まさかず君） ほかにありませんでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私も不勉強で知らないことが多々あって申し訳ないのですが、支出負担行為決議書の添付書類、もしくは支出命令書の添付書類、ここに書いてありますが、さらに詳細な添付書類というものもあるのではないかと思います。例えば今回の補助金等について、一般的な話でないとお答えしづらいということであれば、そこにただ単に金額が書いてあるということではなく、その金額の根拠となるいろいろな施工業者からの証明するような書類、例えば見積書であるとか請求書であるとか、本来であれば領収書的なものというのが添付されなくてはいけないものなのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） その補助、一般的、幾つか補助金の種類がございまして、補助金の中には領収書をつけていただく、その行為が行われた後につけていただく補助金とか、例えば犬猫の不妊手術の補助金などは、それを実際にやっていただいて、それで申請書に領収書をつけていただくという補助金もございまして、いろいろ現場の位置図をつけていただくという補助金もございまして、そういうのもございまして。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の会計管理者からのお話ですと、一部では領収書をつけるものがあるよということですが、では逆を言えば見積書もしくは請求書といったものの添付がされていれば通るものもあるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） 補助金幾つかございまして、そちらの要綱を見てみないとちょっとはっきりというお答えができなくて申し訳ございません。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 渡辺会計管理者は、市の公金を支出するという非常に重要な立場でいらっしゃいますので、かなり慎重な業務の遂行というのをさせていただいていると私はそう信じておりますけれども、先日この委員会を開く発端となった件で、市民の方からもいろんなご意見頂戴しているところなのですが、その中のご意見に市というのは領収書をもって初めて公金を支出するのではないのかというお問合せがありまして、私の知る限り領収書が添付されていない部分もあるので、その辺は一概にはお答えできないということのお答えしかできなかったわけなのです。きちんとお金を払ったのだという事実をもって初めて公金の支出を補助金としてするという体制ではない部分もあるというのは事実なのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

- 会計管理者（渡辺智恵子君） その補助金の種類というか、支出によりまして、事前にお渡しして、後に精算という補助金もございますし、完了してから領収書をつけてという補助金もございます。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） いやいや、すみません、領収書がなくてもお金を払う場合はあるのですか。
- 委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。
- 会計管理者（渡辺智恵子君） 補助金はございます。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） すみません、これも素人考えになるかもしれませんが、そういったものを悪用しようと思えばできる部分も出てくるのではないかなと感じるのですが、その辺の防止策というのは何か講じていらっしゃるのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。
- 会計管理者（渡辺智恵子君） 事前にそのお金を先にお配りする補助金につきましては、実績報告書と決算報告書を後から出していただくということになっておりますので、そこできちんと確認が取れることだと思っております。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 後ほどそういった形できちんと補助金を使っているかどうかを調査するというところでございますが、一般的な話でお伺いしますが、学童開設準備補助金というのは、どのような書類が支出前に必要になってくるのかなというところに疑問があるものですから、そういった部分については一般的な話で聞きますが、領収書もしくは支払いをきちんと証明する書類というのは必要になってくるものなのですか。
- 委員長（内海まさかず君） 子育て総務課に聞くことだとは思いますが、会計管理者、答えられるようならば答えていただければと思います。
- 会計管理者（渡辺智恵子君） この後、（3）のところではその点については子育て総務課のほうの質問ということでいただいておりますので、申し訳ありません。
- 委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 子育て総務課と会計管理者との責任の区別ということでちょっと教えていただきたかったので、説明させていただいたのですけれども、そうしますと担当所管課のほうでちゃんと精査をしたものが上がってきているはずだから、その辺については書類の審査までは会計のほうでは行っていないという認識でよろしいのでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。
- 会計管理者（渡辺智恵子君） この補助金については、決定通知書があるというところで所管課がちゃんと調査をして決定をしたというふうに考えておりますので、議員がおっしゃるような形でございます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしましたら、詳細な内容、審査等について会計管理のほうで責任はないということで、私のほうは今後認識を持って進めさせていただきたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

○委員長（内海まさかず君） ほかにありますでしょうか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございます。まとめ確認みたいなのですけれども、基本的に会計課とすれば、各課から上がってきた書類等があればもう支出しますよというようなスタンスに聞こえたのですけれども、まずそこを聞きたいのですが、それでよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） 内容は確認をさせていただいております。それで、軽微な記入漏れですとか、そういうところについては担当課とかに話して直していただいたりとか、そういうことはしております。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、内容についてどうのこうの査定はもう一切担当課のほうが行っているから、それを信頼し切っているということでもいいですか、確認します。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） 事業の内容等については、所管課のほうで判断しているものと考えております。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、補助金が幾つか種類があると言いましたが、私も勉強不足で申し訳ないのですが、今回陽光学園についてはどのような条件の補助金ということで確認をさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者、お答えできますでしょうか。どのようなタイプのものという感じですか。

○委員（天谷浩明君） そうです。補助金のスタイル。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） こちらの補助金は、事業完了前に支給する補助金というふうにあります。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 事業完了前の支出ができるということでもよろしいですね、それでは。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） そこは、事業完了というところがケース・バイ・ケースとかという

ところもありますので、会計課としてはちょっとそこははっきり判断ができないところです。

○委員長（内海まさかず君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、そこはあくまでも担当課のほうの所管になるのかと思いますけれども、担当課のほうでオーケーみたいな形であれば、それで支出してしまうという解釈でよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺智恵子君） はい、そういう解釈でございます。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ないようですので、これもちまして終了いたします。

次に、3点目についてですが、ひまわり学童クラブ補助金の支出伝票等に関する問題点の確認は各委員においても行われていると思います。本日は、補助金を交付する根拠となっている民間学童補助金の例規に基づいた場合には、どのような手続の流れとなり、どのような添付書類が必要かなど、事務手続の標準的な流れを理解するために説明をお願いをいたしました。

それでは、大塚子育て総務課長からご説明をお願いします。なお、説明は着席のままで結構でございます。大塚子育て総務課長、お願いいたします。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 子育て総務課長の挨拶と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

ご依頼をいただきました事項につきましてご説明いたします。資料のほうを御覧いただければと思います。まず、補助金交付手続に関する例規についてですが、栃木市補助金等交付規則と栃木市民間学童保育事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付しております。

次に、例規に基づく手続についてでございますが、交付申請につきましては補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書に事業計画書と収支予算書を添付して担当課に申請いたします。次の審査につきましては、担当課におきまして申請内容の書類審査及び必要に応じて現地調査を行います。次の交付決定につきましては、申請内容が補助金交付要綱の要件を満たす場合、担当課は交付決定通知書により申請者に通知いたします。次の請求につきましては、通知を受けた補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、請求書に交付決定通知書の写しを添付して担当課に請求いたします。次の交付につきましては、担当課は請求内容を確認し、補助金を交付します。最後に、実績報告につきましては、補助事業者は当該補助事業が完了したときは、市長が定める期日までに実績報告書に事業実績書と収支決算書を添付して担当課に提出いたします。担当課は、実績報告の内容を確認し、問題がなければ完了となります。なお、事業の実施の時期につきましては、補助金の例規上明確な決まりはございません。

説明につきましては以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 例規に基づく手続の中の添付書類がいろいろありますので、先ほどと同じように確認してまいります。

事業計画書、また収支予算書というものがございまして。今回の件に関しては、当然板倉町でもありましたし、それは県を越えてやっている。こういう特殊な事例としては、結構判断が難しかった部分もあったのかなと思います。そういった事例に関しては、調査といいますか、計画書や予算書というものの見方というのは、一般的な学童と同じ単純なものなのか、それともしっかりしたものを見ていくべきものなのかというお考えはまずあるのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 今般申請いただきました藤岡校、岩舟校とも施設の改修とはいえ、栃木市にとっては民間学童保育所として新しいものですから、その内容につきましては事業の必要性とか、その手続に問題がないかとか、そういった部分について慎重に対応したものと聞いております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。そうなりますと、次の審査の部分の現地調査というものも結構重要になってくるのかなと思います。先ほど言いましたとおり、満額の補助を出すという意味では、工事費用が莫大な金額になっているということでございまして、ほとんどが工事費用だったと思っております。そういった意味では、この現地調査というものはどのような形でやっていったものなのか、一般的なことで結構ですが、まずお答えください。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 一般的には、先ほど例規の流れでご説明したとおり、交付申請があった場合、その施設が学童保育として適しているかどうか、まずその調査を行いまして、最終的には工事完了後、実際に見積りとか請求どおりにその工事が施工されたかどうか、そういったものを確認することになります。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 結局その審査という部分に関しては、学童の事業計画がメインであり、工事の内容の現地調査とは、また今のは違うという意味でまずよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） まず、申請に当たる現地調査につきましては、あくまで改修という部分になりますので、学童保育を行うのに適した施設かどうかという部分について確認になるか

と思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、請求とその他は分かりますので、最後の実績報告というところ結構重要になってくるのかと思います。この事業実績と収支決算というものに関しては、出されたものに対してどのような確認をされるのが一般的なのでしょうか。現地調査も含めてやるべきなのか、その確認をさせてください。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 一般的には工事完了後、現地に赴きまして、見積りとか請求の内容に工事項目がちゃんと実施、施工されているかどうか、工事の内容とか工事の工程とか、そういった内容につきまして確認するというふうな流れになるかと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 分かりました。

それでは確認いたします。どの部分に関しましても、その金額が適正であるかというものを確認する場所はないということでもよろしいのでしょうか。先ほど言ったとおり、今3か所にご説明をいただきましたが、全てにおいて例えば金額が法外な金額であろうとも、ある程度の範疇と担当課が判断するならば、それは通ってしまう。ですから、金額の内容の大きさは不問とし、現地でここを工事する、工事をしたということだけの確認ということでもまずはよろしいでしょうか。そして、その金額等は一切関係ないということも確認させていただきますので、お答えくださいませ。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 本補助金につきましては、改修工事という部分がございまして、当然見積書と現地確認を行いまして、つけているかどうかの確認は行うわけなのですけれども、その工事単価が適切かどうかという部分に関しましては、民民の契約という部分がございまして、市としましては詳細にはチェックはしていないという状況でございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 申し訳ございません。この税金を預かる立場としっかりと監査する我々としては、その金額がもし違法な金額といたしますか、それであるという部分ってすごく重要だと思っております。今回に関しましても、その部分って結構百条委員会の中では議論になる部分だと思っておりますが、当然工事しているかしていないかというのは大切なのですが、その金額が妥当であるか、もしかしたら一般的な工事であれば半額で済んだよねという場合もあるかもしれません。それを調査するのが最終的な実績と収支決算書を基にした現地調査であるべきだとは思っておりますが、その部分は一切、全ての補助金事業に対してもないということでもよろしいのでしょうか。申し上げますと、10万円のものが100万円となっても構わない、そこまでは見ないよというのが市のスタンスということで確認させてください。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 恐れ入りますが、私の立場から市全体についてはちょっと申し上げることはできませんけれども、本補助金につきましてはそういった個別のチェックは行っていなかったというのが実情でございます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 答弁ありがとうございます。何か大塚課長に質問しづらいのですが、ご勘弁いただいて、今大浦委員のほうから補助金の金額の大小について適正なのかどうかということでご質問ありましたけれども、それにちょっと加えて、例えば現地を確認しているのであれば、この物品を買うのが適正なのか、ここまでの工事するのが適正なのかの確認は当然しているのですよね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） この施設は学童保育としての改修事業でございますので、学童保育に必要なかどうかという判断はしてございます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 学童保育に必要な定義というのは、今日頂いた資料等には入っていないのですが、学童保育に例えば調理室ですとか浴場といった施設は必要だと思われませんか。これは聞いてしまっているのですか。一般的な話ということであれば一般的な話でお聞きしますけれども。

○委員長（内海まさかず君） お答え願えるようならばお答えをお願いいたします。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 一般論としましては、学童保育には必要ないかなというふうな認識でおります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 課長のおっしゃるとおり、ほかの学童保育で調理場とか浴室があるところなんて聞いたこともありませんし、大体が附属している施設で使っていらっしゃるのがほとんどだと思います。

では、備品の設置等についても、具体的な例は挙げませんが、子供が使うに足るものを購入するに当たって、明らかに高額ではないかなと疑問に思われたケースというのは、課長まだ日が浅いのであれでしょうけれども、ございましたか、それとも気にされませんでしたか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 単価につきましては、私も専門家ではないものですから、市場価格と見比べまして、LEDとか一般的な家庭にあるものにつきましては、ちょっと何となく感覚的に分かる部分はありますけれども、専門的な備品関係につきましては、高いか安いかというのはちょっと判断が難しいかなという認識でおります。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません、今の答弁は先日もお聞かせいただいておりますが、分かりやすく言いましょう。この部屋に例えば蛍光灯が20本ぐらいついてはいますけれども、ここに100本の蛍光灯要ると思いますか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長、答えられるようでしたらお願いいたします。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 私の私見としては不要だと思っております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうですよ。やはり必要不可欠なものはきちんと補助金を使ってつけていただくのは結構なことですが、明らかにスペックオーバー、ここまでのものは必要ないだろうと思われるものについては、精査をしていただきたいというのが我々の考えでございます。すみません、課長をはじめ今の職員の方々がまだ今の業務に日が浅いというのも聞きましたので、あまり深いところまではお伺いするのも非常に申し訳ない限りなのですが、先ほど会計のほうにも聞きましたので、改めて聞きますが、最後の最後、工事費を支払ったという証拠の確認というのはされているのですよね、それとも請求書だけで済むものなのですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 事業実績につきましては、領収書とか請求書がついてございますけれども、例規上はそういったものは求めておりませんが、当然それについては市としましては、支払い確認というのは当然必要と考えておりますので、その振込通知書なり領収書なりは必要というふうに考えてございます。それぞれ確認は取っております。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、市全体のというのは立场上お答えできないでしょうけれども、大塚課長がご就任される前からきちんと請求書というか、お金の流れがきちんと分かるものの提出というのはしていただけるように努めてこられたという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） そのように努めてきたという認識でございます。

〔委員長、ちなみに今回の陽光学園についての質問は今日ではないんだよね〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 民間学童保育事業に関する補助金手続ならば聞いていただいて構いません。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 委員長のお許しが出たので、ちょっとだけお聞かせいただきたいのですが、陽光学園、岩舟のほうで。

○委員長（内海まさかず君） 駄目。

○委員（広瀬義明君） 駄目なの。

○委員長（内海まさかず君） というか資料は全部うちが預かっていますから、それで聞けるものならば。

○委員（広瀬義明君） 聞ける。

○委員長（内海まさかず君） では。

○委員（広瀬義明君） 岩舟校のほうで4つの事業者が改修工事に関わっているのですが、その中で支払いを証明するものが添付されていないものが2者あるのです。これは何なのかなということでは不思議に思っていたところなのですが、これは我々に提出していただいた書類にたまたま漏れているだけで、全部領収書なり支払った旨の証明ができるものは、課長のお手元には間違いなくあるのですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 岩舟の領収書に関しましては、大変恐縮ですが、添付漏れという状況でございます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） チェック漏れというのは……

〔「添付漏れ」と呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） 添付漏れというのはお手元にはあるのですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） すみません、事業者から預かっていないということでございます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 事業者から提出をされていないというのは、これ言い方が悪いのですが、私の調査が足りなくて、私がここから抽出するのが漏れている可能性もあるからあまり言いませんけれども、私の知る限り2者、約160万円ほどの金額のものが領収書もしくは振込証明等がございます。早急に確認をしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚課長、ここでは確認しろという……

○委員（広瀬義明君） 後日で結構です。

○委員長（内海まさかず君） ここではなくて、ちょっと聞き方を変えてもらったほうがいいのだけれども、業者からの添付がなかったということで、それでも補助金が出ているということではよろしいでしょうか。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 今委員長がおっしゃったとおりでございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 民生常任委員会の所管事務調査の中で、過去の工事実績等を確認してい

ただいた中で、例えば樹木の伐採等も入っていたり、ごみ処理費用とかということで一式的なもので、今ではもう分からないのだとおっしゃっていたものが多々あったと思います。そういったものがあるということは、そのときにはその中身までを確認することはしないで、取りあえず申請のみ、領収書、工事した実績内容等でもう信じて進めたということによろしいのでしょうか。一般的にしてもそうなのですが、もうそう言われたらその確認をすとか、調査をかけるということはなく、そのまま受け入れてしまった、それが一般的でよろしいのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） その補助金といいますか、工事施工の内容にもよると思うのですが、全てが一式と細かい部分で表せないものもあるかもしれませんけれども、内容について細かく表せるものであれば、それを示した上で、内容をチェックした上で補助金交付というのが妥当かというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そうなりますと、例えば岩舟なのに藤岡校の分だったとか、そういうものはそのときであれば確認できましたし、一体全体どれぐらいの量のごみが出たのかというものは分かっていたはずなのですが、今になってこういうことが起きたので、過去のことは分からない、これは今後も気をつけていくべきだと思いますが、そういったものは本当に調査をしないでもいいというふうに過去の担当課としては進めていたということによろしいのですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） おっしゃるとおり、当時につきましては実際に上がってきた請求書をそのまま補助金として支出してしまったというふうな実態がございます。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） このいただいた資料の中で、2番、例規に基づく手続について交付申請ですよ。補助金交付申請書に事業計画書と収支予算を添付してから担当課に申請しますということで、その後審査に入るわけですよ、ということによろしいですか、まず確認です。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） であればこの事業、岩舟校、藤岡校、1,200万円ずつの補助金が出ているということなのですが、その先ほど現地調査ということが出ました。その現地調査に要する期間というのは大体どのぐらいなのでしょう。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 今回は、この補助金の趣旨から言ったら軽微な改修になりますので、1日あれば済むかと思っております。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ちょっと矛盾点を問いただしては駄目なのですね、この場では。

○委員長（内海まさかず君） はい、説明をお願いしてください。

○委員（青木一男君） ということは、軽微であれば1日後ぐらいには補助金の交付決定ですか、それが出るということですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） おっしゃるとおり現地を確認しまして、その申請書に合致していれば当日ないし翌日ぐらいには交付決定を、決裁の関係もありますけれども、出すことは可能かと考えております。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ということは、調査は1日で終わって、その調査を精査する、調査します、それをチェックする期間というのは設けないということなのですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） その現地確認をしまして、その場で確認できるものももちろんあると思いますので、持ち帰ってさらに詳細に確認するものがあれば確認しますけれども、その内容にもよるかもしれませんが、本補助金に関しましては改修という部分がメインでございますので、数日でチェックは可能かと考えております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、青木委員の質問に対してちょっと私が感じた補足の部分で質問させていただきます。

現地の調査というものは、書類をもって職員さんだけなのか、それとも経営者である方がこういう意味で改修が必要なのでというふうに説明した上で行うものなのか、まず聞かせていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 本補助金の改修に当たりましては、施工者、補助事業者と当市の職員と一緒に確認を取ってございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 現場にいたわけではないので分かりませんが、ここを改修しますということのみ、結局は申請書類に合わせてここがその部分ですという部分の確認ぐらいということでしょうか、それ以上のしっかりと例えば故障しているからとか、そういう確認まではしないということなのか分かりますか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 提出いただきました申請内容、工事の内容につきましては、これ

は新設なのか改修なのか、または修繕なのか、そういう部分につきましては補助事業者のほうに聞き取りをいたしまして、確認をしたというふうに伺っております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） ありがとうございます。そうしますと、その部分のあくまでも申請に書いてある新設、改修、そういったものの確認をするということがメインになるので、実際の稼働状況であったりとか、そういったものはこの調査には含まれない、そういうことでよろしいですね。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 現地確認につきましては、改修内容がメインになります。

○委員長（内海まさかず君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほどちょっと言い忘れた分なのですが、現地確認をした場合、当日の状況、誰が何時にどういったチェックをしたかという書類等は多分記録にあるかと思うのですが、その辺は提出していただけるものなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） その点が大変恐縮なのですが、現地の写真は残っているのですが、その記録というのが存在しないという状況でございます。

○委員長（内海まさかず君） ほかにありますでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今の現地確認という部分で議論というか、質問ありましたけれども、今回藤岡校では電気機器の取替えとかエアコンとかも全部取り替えているのですが、9月議会でも学童保育のエアコンの補正予算が出ましたけれども、壊れてしまったとか、もう能力が出ないからということで補正予算が出てきたのですが、今回の場合はまだ使えるかどうかのところまで現地調査はしているのでしょうか。使える場合は、これは駄目ですよというふうになるのではないかと思いますけれども、どうなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 前回使っていた施設を改修するという部分がございますので、エアコンについてはかなり老朽化したというふうに伺っておりますので、その更新という形に聞いております。

○委員長（内海まさかず君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 老朽化しているって製造年月日とか、そういうところも含めて調査をしているということなのでしょうか。使えれば使うべきだと思うのですが、どうなのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） おっしゃるとおり使える部分につきましては使うという部分で、洗浄とかそういった部分で行いまして、長寿命化を図ったという状況もございます。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません、現地調査のほうでちょっと確認をさせていただきたいのですが、現地調査を職員の方が行かれた場合に、その報告書といったものは上がっていないのですか。

○委員長（内海まさかず君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 恐れ入りますが、記録としてはちょっとない状況でございます。

○委員長（内海まさかず君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 写真もない、文章もない、何かどこかで聞いたような言い訳ですが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） 写真はあるといったって、ただ写真があったにしても、現場で例えば事業者さんとかこういったところを改装、改修しようと思いますという話をしながら現地確認をするわけですよね。そのときの事前計画みたいなものが全くないというのは、これは公共の補助金の使用というのが前提になっているはずなのですけれども、いささか業務としてちょっとよろしくないような気がするのですが、大体现地調査というのは報告書ですとか、そういった上にこういったことで行ってまいりましたというものは上げないものなのですか。

○委員長（内海まさかず君） 現地調査を行った場合に、その報告書を上げるか上げないか、これはどうでしょうか。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） それは本来であれば上げるものというふうに認識しております。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございませんか。

最後にちょっと私のほうから聞かせていただきたいのですが、2の例規に基づく手続について、(1)、交付申請、添付書類が事業計画書と収支予算書なのですが、これは学童保育の事業計画なののでしょうか、それとも補助金を使う事業計画なののでしょうか。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 一般論としましては、事業計画書というものは事業の内容を整理しまして、目的達成のための具体的な項目を示したものであるというふうに考えておりますので、この事業開始に伴いまして、事業の目的とか必要性、実施体制、工事の工程表などが書かれたものが考えられますけれども、ただ本件の場合には施設の改修というのが目的と考えますと、工事の設計書とか見積書もこれに含まれるというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（内海まさかず君） 事業計画書というのは、これは補助金の申請だと思っておりますけれども、補助金を申請する際に補助金をこういうふうに使いますよという事業計画書なのかということなの

ですけれども、そちらはどちらでしょうか。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 本補助金は、改修が目的でございますので、改修の内容を示したのが事業計画書という認識でおります。

○委員長（内海まさかず君） では、続きまして、同じく今度（6）番なのですけれども、実績報告書というものの、実績書と決算書というものは、補助に対応したものであるということでよろしいのでしょうか。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（内海まさかず君） それでは、暫時休憩に入りたいと思います。

（午後 3時09分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

○委員長（内海まさかず君） 執行部の方のご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（内海まさかず君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時09分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

◎資料の分析について

○委員長（内海まさかず君） 日程第2、資料の分析についてを議題といたします。

皆様には、10月2日の委員会で請求を決定し、10月8日に提出された追加資料を配付しております。追加資料の分析をしたいと思っております。

1つ目の資料についてです。昨年度あった学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する内部通報及びその後の対応が分かる一切の記録を請求しましたが、提出できない旨の回答がありました。地方自治法第100条第4項において、公務員の公務上の秘密に属するものである証言や記録の提出は、当該官公署、今回は栃木市が承認しないと提出できない仕組みが規定されています。それに基づいて提出できない旨とその理由が回答されました。皆様のお考えをお聞かせ願えればと思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 百条委員会としては、内部通報というものは物すごく重要な情報だと思っています。今もそうですが、不正が行われているのかを調査するという意味では、内部通報も重要な手がかりの一つになり得ます。正直申し上げますと、確かに内部通報といってもうそも混じているかもしれないのは理解はしておりますが、実際に言われたことを我々の目をもって確認していくことで、こちらのほうの調査がさらに進んでいく可能性があると思っています。もしかするとそれが一番の決め手になる場合もあるのではないかと考えていますが、そういった意味で誰が言ったとまでは出せないのは想像はついていたのですが、どういった内容であったかというのまで言えないとなると、その資料を基に市はどのような対応を取ったのかということが重要になってくると思いますが、ただ内部通報として、内部通報ということは関係者からの情報だということは間違いのないと思いますが、それに基づいて市が委員会を立ち上げてしっかりした調査を行ったのか、それとも内部通報を聞いて満足して終わりにしているのか、とても重要な問題だと思っていますが、それについてのご回答も聞いていきたいと思っています。出せないなら出せないなりの行動を市が行ったのか、聞いて終わりなのかという部分で重要だと思っていますが、いかがでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） ほかの皆様、いかがでしょうか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 副委員長の意見に同調するわけですが、これが公益通報に当たるのかどうかということもちょっと知りたいところなのですが、公益通報ではなくても、それに準じた情報ということで通報者の保護をするから公表しないということになるのだと思うのですが、その点も確認はしたいと思っています。

通報者の保護はごもっともだとは思いますが、副委員長のおっしゃる点に補足をしていくと、私は恐らく通報があったときに委託についての不正と補助金1,200万円掛ける2回分の不正と、その2つの点が通報されたのではないかと考えています。その2点があるという前提で私はこの物事を見ているのですが、1点について、つまり委託については、その後の市の対応があったわけですが、1,200万円に対してのものが現時点でないで、市役所の担当課の動きがないので、通報があったのに動かなかったか、そもそも通報の中に入っていなかったか、その点は非常に今回重要な話だと思っております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） 皆様、どうでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは大きな証拠というか、今回の補助金に関する不正があったかどうかというのを明らかにする上では重要な証拠というか、書類になるのだと思うのです。この内部通報というのは、市役所内の内部通報ではなくて学童クラブの中の内部通報。

○委員長（内海まさかず君）　そういうことです。

○委員（白石幹男君）　それを市のほうに通報したということであれば、特定されないように内容だけでも我々に知らせるべきだし、その原本を見るだけでも駄目なのですか。

○委員長（内海まさかず君）　氏家委員。

○委員（氏家　晃君）　今ほかの委員の方々がおっしゃったとおりだと思います。これは、当然個人が特定されないように求められている、これは一般の方ですから、個人が特定されないようにするのは当然かと思います。しかしながら、この内部通報が基になってこの問題の対象になったところもありますので、個人が特定されない範囲でその内容等について我々は知っておかなければならないというふうに思いますので、この辺は市長からの返事になるのかな、記録の提出を求めるものは栃木市長ですから、市長宛てにもう一度委員長のほうから、そういったところは個人が特定されない範囲で十分ですから、その内容等についてぜひとも開示を求めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（内海まさかず君）　小平委員。

○委員（小平啓佑君）　公益通報に当たるものなのか、またそれに準ずる対応をしなければいけない話なのかという整理もお願いしていきたいと思います。

そして、何せ今は破産手続中ということですのでよろしいですね。

〔「解散手続中」と呼ぶ者あり〕

○委員（小平啓佑君）　解散手続中、つまり公益通報ですと従業員がたしか対象になる話で、それが現時点で運営がされている法人であれば、引き続き従業員ということであると保護の対象になると思うのですが、現在破産手続中ということで、社外の方になっているのであれば必ずしも保護の対象にならない、辞めて何か月とか、そういうのもしかしたらあるかもしれませんが、ちょっと法律的な解釈を整理して、この保護の対象がどうなのかというところをちょっと確認をした上でやはり請求するべきだと思います。

○委員長（内海まさかず君）　分かりました。多くのご意見は、できるところまでは開示してもらおうということなので、これは一旦正副で引き取らせていただいて、栃木市側とお話をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君）　では、一旦引き取らせていただきます。

次に入ります。2つ目の資料になります。旧八州苑からひまわり学童クラブ藤岡校及び岩舟校への転用の協議についての一切の記録について資料の分析をお願いいたします。

皆さん、ご意見は何かありますでしょうか、今のところで。今のところだから取りあえずいいですよ、なかったらなかったで。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、資料の部分と直接なのか分かりませんが、以前の研究会でも質問しまして、八州苑も補助金をいただいて立ち上げたものであるということで、福祉から福祉事業であるからこそ、この学童に対して売却ないし譲渡が許されたと認識しています。それにより今回破産手続が行われ、その学童の事業自体が今頓挫している状態、これからまた新たに始めようとするにしても、そういった問題を起こしたことに對して八州苑とこのティ・エイチ・エス、陽光学園になるのかな、問題は大きくなるのか、そしてまた返還の義務は発生しないのかということとは以前も聞いているのですが、回答がない状況でございます。それについては、ちょっとこれを読む限りでは分からないので、そこの部分は情報としては確認したいとは思っております。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。資料請求をしているけれども、出てきていないという状況ですね。

○副委員長（大浦兼政君） 正式な回答はもらってなくて、調査はしているはずだから、所管事務調査でもその答えは。

○委員長（内海まさかず君） 出ていない。これは県との協議中だみたいな答えだったよね、前は。

○副委員長（大浦兼政君） 直接この補助金とは関係ないかもしれないですけども……

○委員長（内海まさかず君） 取りあえずマイク入れておいて。

○副委員長（大浦兼政君） すみません。ありがとうございます。この補助金の問題と直接は関わりはないのですが、この場所を使ってまた学童を始めようとするということも、我々はしっかりと確認しておく責任はあると思っています。そういった意味での今後の状況の分析も、こういう調査をしながら理解をしていくということは我々の務めであると思うので、そういった意味で問題がないのか、聞かれたときに我々も答えられないというのは問題がありますので、ぜひ知っておきたい。ですので、大分前に質問してありますが、百条委員会ではございませんが、答えがない状況で続いているので、その部分に関しては確認をしていただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 今の件ですけども、我々からも確認を行っていくということで進めていきたいと思えます。

次に、3つ目の資料になります。執行部が施設整備の補助金の再調査を行った資料について、先日黒塗り部分がなくなった資料の提供がありました。それ以外に調査時に作成した資料がある場合には提供するように要請したのになります。資料の分析をお願いいたします。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） やっと施工前、施工後の写真ということでカラー写真で分かりやすいやつを頂戴したところなのですが、施工前と施工後が比べられるものがあれば片方しかないものもあって、ろくに写真も撮っていなかったのだろうなというふうに感じているところなのですが、不思議なのは例えば藤岡ですと、天井に雨漏りがあったので、工事しましたということなのですが、その根拠となるような写真等が一枚もないのです。これ言い方変えると本当に工事したのかと言いたくなる

ようなところなのですが、どうなのでしょう。これだとなかなか判断が厳しいなと思うところで、たしか終わってから慌てて見に行った行政の所管の話ですと、やったかどうか分からないからやったことになっているはずなのですけれども、その辺というのはやはり今後調査をされる専門家に委ねるしかないのでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） 現段階では皆様のご意見、ご感想だけでも構いません。恐らくそのことで証人尋問の中で究明していくことになると思いますので、何かございましたらお願いいたします。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 今委員長からのお話もありましたとおり、この資料を見たから我々が何かを判断できるという材料ではないと思っています。当然工事をした市議会議員であるシンアイの代表である川田議員に来ていただきましてご説明をいただくとともに、現地での調査を我々は要望していくべきだと思っています。以前も言いましたが、これは議員としての責務を全うしていただくため、そして問題がないのであれば自分で不正がないという証明を、身の潔白を証明していただくいいチャンスでございますので、前回全協の中で皆さんに対して全ての調査に協力していきますと彼はみんなの前で伝えておりますので、ぜひ参考人として来ていただいただけではなく、現地調査のお願いも進めていただき、早めの日程を確認していただき、皆さんが思っていることも含めて、まずは現地を見せていただければと私は考えています。それとともに、やはり工事の金額が妥当であるのか、本当に工事をされたのかは我々の目では見えませんので、第三者、中立な方にしっかりと調査に協力していただき、価格の確認と工事が行われた証拠をしっかりと我々に見させていただきたいというのを要望させていただきます。これは百条としてはやらなければならないことであると私は思っております。

○委員長（内海まさかず君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ないようですので、次に入りたいと思います。

◎調査の整理について

○委員長（内海まさかず君） 日程第3、調査の整理についてを議題といたします。

これまで記録や資料の確認、説明聴取により調査を進めてきましたが、今後の調査について協議いたしたいと思います。

皆様、どのように進めてまいりましょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 我々が調査しているのは、開設事務補助金の中で藤岡校と岩舟校ということなのですけれども、例えば行政所管のほうで調査した結果、119万円の未施工が発覚しているとい

うこと、未施工イコール不正受給が発覚しているわけなのですが、その中に例えばごみ処理等については、ほとんど8割以上が板倉校のごみであったという記述がございます。なぜそれが分かったのかも不思議でしょうがないのですが、もし板倉町のほうでそういった詳細についての情報等が、当然ながらお持ちになっている部分もあるのではないかと思います。今ちょっと皆さんに、これは恐らく陽光学園なのかなと思うのです。ところが、ティ・エイチ・エスでは自社の社員さんがこうやって作業をされているという証拠写真等もあるわけでございます。素人に大がかりな工事はできないだろうと思って、では板倉町にある陽光学園はどこがやったのかなと思ったら、シンアイのホームページにやりましたと載っておりました。ということは、シンアイさんは3か所にわたって全て工事をやっていらっしゃるということが分かりまして、これはでき得るならば板倉町さんとの連携強化をして情報共有をしていかなかったら、本当のところが出てこないのではないかなと思うに至ったところなのですけれども、委員長にお願いしたいのは早急に板倉町さんとそういった連携、情報共有についてお願いをしていただけないかと感じているところでございます。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、広瀬委員の新たな発覚、調べていただきました情報とともに、事実かどうか、ごめんなさい、私のほうでまだ確認できていないので、市のほうに確認していただきたいのが板倉校でも不正が起きたという話は聞いているのですが、それがまず事実なのかが私知りたいと思っています。そして、どのような不正が起きて、板倉町としても何かの対処をされているならば、どの部分で何が起きたのかを詳細に教えていただきたいと思っています。

また、当然ですが、先ほどのシンアイさんが工事した板倉町のほうでも何かの補助金が発生したのかという部分も知っておきたいと思いますので、加えてそれについてはすぐに栃木市の分かる範囲でまずは聞いていただき、その後は板倉町のほうに確認をすべきだと私も思います。

○委員長（内海まさかず君） 栃木市に聞くということですか。

〔「情報はあるんじゃないですか、不正があったかどうかぐらいは」
と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。これは当委員会から聞いてみましょう。

ほかにありますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、群馬県庁と板倉町に行くということは、当然前回の会議である程度の決定事項で決まっております。栃木県庁のほうにも派遣をするべきだという話も出ました。その詳細な予定の日程はある程度必要だと思うのですが、当然ある部分までは知っておいて行くべきな部分と、そういうものは調整は必要だと思っていますので、そこら辺をまずは確認していただければありがたいです。

○委員長（内海まさかず君） 前回委員派遣ということで候補に挙げさせていただきました。委員派

遣するのにも実際ただ行ってただ聞くというものではなくて、向こうにも何を聞くというものを詰めていかなければいけないので、その詳細についても詰めていきたいと思います。

大浦副委員長。

- 副委員長（大浦兼政君） あと前回部長2人に対する証人喚問の申請依頼もかけたと思いますが、その日程も含めまして、どのようなスケジュールになりそうなのか、委員長にご質問いたします。
- 委員長（内海まさかず君） 証人喚問に関しては行方方向、これはもう決まっておりますので、行きたいと思います。先ほどの委員派遣と同じように何を聞くというものは項目を……

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 委員長（内海まさかず君） ごめんなさい。委員会では決めていない。そういう方向でいしましたが、どうも委員会では決めていないようですので、今回決めたいと思っています、前回もやる方向でいるので。その詳細について、証言を求める事項というものを証人に明示しなければなりませんので、そのことについて協議していきたいと思います。また同時に委員派遣、こちらのほうもどのようなことを聞きに行くというものを決めたいと思いますので、ご協力ください。

広瀬委員。

- 委員（広瀬義明君） 委員長もお疲れみたいだからくどくど言いませんけれども、すみません、先ほど部長お二人を参考人なのか証人なのか分かりませんが、お呼びをするというお話でしたが、私からすればそれと同時に当時の課長と当時の担当職員と併せて来ていただいたほうがいいのではないかなと思うのですが、皆さんにお諮り願ってよろしいでしょうか。
- 委員長（内海まさかず君） ただいまのご意見について皆さんどのように思われますでしょうか。

大浦副委員長。

- 副委員長（大浦兼政君） 先ほども大塚課長からの説明で、当然大塚課長はそのとき別の課にいまして分かっておりませんので、部長だけではなく直接佐山社長とやり取りされた方がいらっしゃいます。そしてまた判こも押された方もいます。そういった意味では、担当職員さん、係長、課長は当然お招きをした上で、お招きとは言わないな、証人喚問はすべきだと思いますので、広瀬委員の意見に賛成します。ただし、どのタイミングでというのがすごく重要になるので、それについてはどうなのでしょう、暫時休憩で決めたほうがいいのか、それともこのままみんなで決めるのかちょっと問わせていただきます。
- 委員長（内海まさかず君） 証人尋問を行うということで、この委員会で決定するときには誰々にいついつどのような項目でというものを決めて皆様に議決してもらうことになりますので、それを決めるために暫時休憩したいと思いますが、皆さん大丈夫ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（内海まさかず君） では、暫時休憩いたします。

（午後 3時51分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 4時50分）

○委員長（内海まさかず君） ただいま議員の中で話し合いをしましたが、まだまとまらない部分がありますので、証人尋問については次回に決定いたします。その中で法人の不適合性という問題が出てまいりましたので、これについても次回議論していきたいと思えます。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

（午後 4時51分）